

能登半島地震における活動支援金送付団体募集要項

2024年4月1日

1. 目的

2024年1月に発生した能登半島地震においてジェンダーの視点で被災者支援を行う団体の活動に対する支援を行うことにより、その活動を総合的に推進することを目的とします。

2. 支援の内容

能登半島地震における被災者支援にかかる活動を対象に、1団体あたり30万円を上限に支援金として提供します。

3. 想定する活動内容

- 被災女性を対象とした相談や心身のケアにかかる活動
- 災害の影響で離職や転職を余儀なくされた女性への就業支援
- 子育てや介護などケア役割を担う女性への支援
- 復興へ向けたコミュニティ再生への女性の参画にかかる活動への支援
- 被災地の若年女性へ向けた支援
- 被災地におけるDV被害や性暴力などの問題にかかる活動
- 外国人女性、障がいをもつ女性、LGBTQ+など社会的少数者への支援
- 仮設住等での孤立防止（特に男性被災者）にかかる活動
- 女性支援を行う支援者への支援
- その他

*営利目的および宗教活動は申請不可

4. 申請可能な支援団体について

- 法人格の有無は問わない
- 女性が意思決定に関わっている団体であること
- 継続的に活動が行われる見込みがあること

5. 支援金の使途について

支援金の利用期間は2024年度内（2025年3月まで）とします。支援に必要な経費であれば申請可能ですが、支援団体が通常団体運営するための運営費（団体の家賃、事務局人件費等）には使用不可。

6. 報告書等の提出

支援の活動について報告書（A4、1枚程度）および決算報告書を提出すること

7. 支援団体の決定について

添付の応募申請書に必要事項を記入の上、メール添付で提出してください。支援団体は全国女性会館協議会常任理事会にて2024年5月中に決定します。

8. 申請締め切り

2024年4月30日（火）必着